

運送約款

旅客運送の部

第一章 總則

第一條 この運送約款は、当社が経営する航路で行う旅客、手回り品及び特殊手荷物の運送に適用される。

第二條 この運送約款に定めない事項については、法令の規定又は一般の慣習によりする。

第三條 この運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込に当たっては、その特約によりする。

第四條 旅客はこの運送約款を承認し、且つこれに同意したものとみなします。

第一條 この運送約款で「旅客」とは、徒歩客及び自動車航送を行う場合にあっては、自動車航送に係る自動車の運転者及び同乗の乗車人（以下「運転者等」という。）をいい、運送契約に基づき所定の運賃を支払い、乗船する客をいいます。

第二條 この運送約款で「大人」とは、十二歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和二年法律第二六条）第一条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第二三四条第一項の各種学校の小学部）に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。

三 この運送約款で「小児」とは、十二歳未満の者をいいます。

四 この運送約款で「本船」とは、当社が経営する航路を運航する船舶、その代替船及びこれらに所属する舟艇をいいます。

五 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船内に持ち込む物を「持込手荷物」、旅客がその乗船区間について運送を委託する物を「受託手荷物」といい、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(一) 三辺の長さの和が三メートル以下で、且つ、重量が五〇キログラム以下の物品

(二) 車椅子（旅客が使用するものに限る。）

(三) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成一四年法律第四九号）第二条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であつて、同法第二条の規定による表示をされているもの及び、

六 この運送約款で旅客がその乗船区間について、運送を委託する物であつて前項に掲げる以外の物品を「特殊手荷物」といい、次の各号に該当するものをいいます。

(一) 自転車、乳母車、荷車その他の軽車両で人力により移動するもの

(二) 家電製品等

七 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

第二章 運送の引受け

第三條 当社は、本船の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品及び特殊手荷物の運送契約の申込みに応じます。

第二條 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(一) 当社が第七条の規定による措置を取つた場合

(二) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成一〇年法律第一四号）に規定する感染症の患者である者

イ 泥酔者・薬品中毒者その他本船の安全を害する行為をするおそれのある者及び他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけるおそれのある者

ウ 重症病者又は六歳未満の小児で、付添い人のいない者

エ 年齢、健康上その他の理由によつて生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(三) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合

(四) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(五) 当局の要求する旅客・ビザその他の書類を保持又は取得しない者である場合

(六) 旅客が、出入国に係る日本国及び関係国の諸法令に基づく全ての手続きを完了しない場合

(七) 該当運送に關し、申込者から特別な負担を求められた場合

(八) 本船の輸送力の範囲内において、持込手荷物（第二条第五項第二号及び第三号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を二個に限り本船に持ち込むことができません。但し、持込手荷物の大きさ、本船の輸送力を勘案し、当社が支障がないと認めるときは二個を超えて持ち込むことができます。当社は、手回り品及び特殊手荷物の各号のいずれかに該当するものであるときは、その持込を拒絶することがあります。

(一) 荷造り若しくは荷入れの不完全なもの、破損しやすおそれのあるもの、臭気を発生するもの、不潔なもの、その他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(二) 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品、その他の高価品

(三) 爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(四) 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は船舶に對して危害を及ぼすおそれのあるもの

(五) 遺体

(六) 生動物（第二条第五項第三号に掲げるものを除く。）

(七) 日本及び到着港の国の法令により、輸送が禁じられているもの

(八) 当社及び本船の船長は、本船の保安上（本船の不法採取・管理又は破壊の行為の防止を含みます。）その他の事由により、次の検査をすることがあります。又、当社には必要に応じて旅客又は乗客の立会いがない場合であっても、前項に定められた物品を旅客が所持し、又は旅客の手回り品及び特殊手荷物に入つていないかを検査することがあります。

(イ) 旅客の着衣若しくは着具の上から接触又は金属探知機等の使用による手回り品の検査

(ロ) 開被検査その他の方法による手回り品及び特殊手荷物の検査

五 当社及び本船の船長は、旅客が前項の検査に応じない場合、又は必要な協力を行わない場合は、当社が手回り品及び特殊手荷物の船内持ち込みをお断りし、又は運送契約を解除することがあります。

六 当社及び本船の船長は、第四項の検査により第三項各号のいずれかに該当する手回り品及び特殊手荷物が発見された場合には、陸揚げ又は処分することがあります。

七 旅客が第三項のいずれかに該当する手回り品及び特殊手荷物を船内に持ち込んだことにより、他の旅客、当社若しくは本船又は本船の船長若しくは乗組員等に損害を与えた場合は、その手回り品及び特殊手荷物を持ち込んだ旅客は、その損害に対し賠償の責任を負うものとします。

八 旅客は、第二条第五項第三号により、盲導犬及び聴導犬又は介助犬（以下「補助犬」という。）を同伴させる場合は、運送契約の申込みの時に、その旨を当社に通知しなければなりません。この場合、動物検疫所への事前届出、補助犬の食物及び世話等は、旅客が自らの責任及び費用負担において手配するものとします。

第三章 運賃及び料金

第八條 旅客、手回り品及び特殊手荷物の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、本条、第九條、第一〇條に定めるところによるほか、当社航路の起点及び終点の営業所及び発着所に掲示したところによりする。

第九條 重量が五十キログラム以下の持込手荷物は無料とします。

第十條 補助犬は無料とします。

第十一條 小児の運賃及び料金は、次のとおりとします。

(一) 一歳未満の小児：無料

(二) 一歳以上六歳未満の小児：当社航路の起点及び終点の営業所及び発着所に掲示した幼児運賃および料金

(三) 六歳以上十二歳未満の小児：一人につき大人の運賃及び料金の二分の一

(運賃及び料金の性格)

第一〇條 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。

第一一條 受託手荷物及び特殊手荷物の運賃及び料金には、集荷配達料及び保管料は含まれていません。

第一二條 下船港において上陸不許可となつて、乗船港に送還される場合、既に收受した下船港までの運賃は払い戻しをしません。又この場合、送還に係る運賃その他の費用は、旅客の負担とします。

(運賃及び料金の收受)

第一三條 当社は、営業所において所定の運賃及び料金を收受し、これを引換えて乗船券、又は手荷物券（以下「乗船券等」という。）を発行します。但し、団体乗船券及び割引乗船券の発行については、別に定める書類の提出を求めることがあります。

第一四條 発売する乗船券等の種類、発売場所又は発売期間を限定することがあります。

(乗船券等の効力)

第一五條 乗船券等は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定便、等級、船室及び手荷物に限り使用することができません。

第一六條 乗船券に記名式とし、記名本人に限り使用することができません。

第一七條 旅客が乗船するときは、その発航する一時間前までに乗船港に到着し、所定の手続きをしなければ、原則として乗船を取消したものとみなします。

(乗船券等の通用期間)

第一八條 乗船券等の通用期間は、次のとおりとします。

(一) 船便指定年月日の記載されていない乗船券等にあつては、その発売の日から六ヶ月間

(二) 団体乗船券等は券面記載の船便指定日

(三) 旅客が疾病その他一身上に關する不可抗力により旅行を延期し、又は当社が第七条による措置をとつたことにより乗船することを延期し、又は旅行を継続することができなくなった場合は六ヶ月間又は一回を限度として、その通用期間を延長することがあります。

(乗船の変更)

第一九條 旅客が乗船券等の通用期間の終了前（指定便に係るものにあつては、当該指定便の前日）までに券面記載の指定便の変更を申し出た場合は、当社は一回において、当該申出に係る乗船券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、その変更の取扱いに応じます。但し、変更しようとする本船の輸送力に余裕がない場合はこの限りではありません。

第二〇條 前項の規定は、当社が変更の取扱いに応じない場合は、当該手数料は無料とし、変更後の乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金の額と既に收受した運賃及び料金の額との間に差額が生じるときは、当社は不足額があればこれを申し受け受けます。但し、過剰額については払い戻しは致しません。

(不正乗船等)

第二一條 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、運賃及び料金のほか、その二倍に相当する額の割増の運賃及び料金をあわせて申し受けることがあります。

(一) 不正の申告によつて、運賃及び料金の割引を受け、又は運賃及び料金を支払わずに乗船した場合

(二) 乗船券等の回収の際、その引渡しを拒否する場合

(三) 無効の乗船券、又は記載事項が改変された乗船券で乗船した場合

(四) 当該乗船券等を使用することができず者以外の者がこれを使用して乗船した場合

(五) 第四条第一項の申告をせず、又は不正の申告によつて、物品を本船に持ち込み、又は運送させた場合

(等級又は船室の変更)

第二二條 旅客は、本船において船長若しくは乗組員又は当社の係員の承認を得た場合は、券面記載の等級又は船室を変更することができます。その場合、当社は新たな等級又は船室に対応する運賃及び料金の差額を申し受け、これと引換へる領収書を発行します。但し、この取扱いは、上位の等級又は船室に変更する場合に限りします。

(乗船券等の紛失)

第二三條 旅客が、乗船券等を紛失した場合は、当社は、あらためて運賃及び料金を申し受け、乗船券等を発行します。この場合、当社は、その旨の証明書を発行します。

第二四條 旅客は、紛失した乗船券等を発見した場合は、その通用期間経過後三〇日以内に限り、前項の証明書及び乗船券等を添えて、当社に運賃及び料金の払戻しを請求することができます。

(乗船券等の無効)

第二五條 次の各号のいずれかに該当する乗船券等は、無効として回収します。

(一) 券面記載事項が改変され、又は不鮮明になつた乗船券等

関釜フェリー株式会社

きまします。この場合、当社は旅客に對しその旨を通知し、通知することができます。この場合は積込地及び陸揚地の営業所に掲示します。

(二) 旅客が第四条第一項に違反した場合は、

受託手荷物及び特殊手荷物が、乗船者、他の物品又は本船に危害を及ぼし、又はそのおそれがある場合

(三) 受託手荷物及び特殊手荷物の陸揚げ後、七日を経過してもその引き取りがない場合

三 旅客が留保をなすに引渡を受けた受託手荷物及び特殊手荷物については、その損害賠償請求権を放棄したものとみなします。

四 陸揚げした受託手荷物及び特殊手荷物は、税関通関場において引き渡すものとし、それ以後に生じた損害に對し、賠償の責を負いません。

五 旅客が、当社発行の手荷物券を紛失した場合は、当社が当該手荷物等の引渡請求人を、正当な受取人であると認め、且つ、当社がその引渡請求人に当該手荷物等を引渡した結果、当社が受けるおそれのある一切の損失を補償する旨の保証を当該引渡請求人から得た場合に限り、別に定める手続きによりこれを引渡します。

(途中下船等)

第六條 当社は、旅客の途中下船その他の依頼には応じません。但し、当社が取扱い上支障がないと認められた場合は、この限りではありません。但し、前項但し書の規定により、当社が旅客の依頼に応じる場合に必要となる運賃その他の費用は旅客の負担とします。

(運航の中止等)

第七條 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した本船の発航の中止又は予定した本船、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をすることがあります。第一九條第一号に從ひ運賃の払い戻しをすることがありますが、その他の責任は負いません。

(一) 天災・火災・海難・本船の故障その他やむを得ない事由が発生した場合

(二) 気象又は海象が本船の航行に危険をおよぼすおそれがある場合

(三) 船舶その他運送に携わる物の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

(四) 疾病が発生したなど乗船者の生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある場合

(五) 本船の舞取、破壊等の不法行為が発生した場合

(六) 第一条に規定する禁止行為をし、またはしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合

(七) 円滑な避難又は緊急輸送を確保するため、災害時における旅客又は貨物の輸送を行う場合

(八) 政府・官公署の命令又は要求があつた場合

第四章 旅客の義務

第二六條 旅客は、乗下船その他本船における行動に關し、当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員が、輸送の安全確保と船内秩序の維持のために必要な職務上の指示に従わなければならないとします。

第二七條 旅客は、次の掲げる行為をしてはなりません。

(一) 本船の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること

(二) 本船の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること

(三) 本船の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること

(四) 本船内の立入り方を禁止された場所に入ること

(五) 本船内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること

(六) 非常時を除き消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用するべき装置又は器具を使用し、又は移動すること

(七) 旅客及び貨物の安全のために掲げられた標識又は指示物を損傷し、又は移動すること

(八) 石、ガラスびん、金属片その他本船又は本船上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を、本船に向かって投げ、又は発射すること

(九) 物品を海中に投棄すること

(十) 船長又は当社の係員の職務の執行を妨げる行為をすること

(十一) 本船の船長は、前項の指示に従わない旅客に對し、乗船を拒否すること又は下船を命じることがあります。

(旅客の法令遵守と責任等)

第二八條 旅客は、出入国に係る日本国及び関係各国の諸法令等にもとづく總ての手續を、自己の責任において完了しなければなりません。

第二九條 これに反する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は契約を解除します。

第三〇條 旅客は、自己の持込手荷物の保管の責に任じます。

第三一條 持込手荷物の積込み及び陸揚げは、当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員の指示に従ひ、旅客が行うものとします。

第三二條 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受託手荷物及び特殊手荷物の返送、内容品の取出しその他の依頼には応じません。但し、当社が取扱い上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

(一) 運送の取消しがあつた場合の返送

(二) 旅行中止の場合の陸揚げ

(三) 緊急な理由による、受託手荷物及び特殊手荷物からの内容品などの取出し

第三三條 前項の規定により、返送、内容品の取出しその他の依頼に応じることにより、必要となる運賃及び料金その他の費用は、旅客の負担とします。

(船内サービス)

第三四條 当社は、ホール・売店・娯楽室・レストラン・その他の施設を有料サービスのために、当社以外の者に、本船内でその場を提供することがあります。この場合は、旅客は、この外なるサービスを行う者と直接契約することにより、サービスを受けることができます。

第五章 賠償責任

第三五條 当社は、旅客が当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員の指示に従ひ、本船（乗船する為の乗降施設に達したとき、本船から下船する為の乗降施設を離れたときまでの間に、旅客の生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償を負います。

第三六條 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しません。

(一) 当社が、本船に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと、並びに当社、当社の係員及び本船の船長若しくは乗組員が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと、又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

(二) 当社が、第三者又は旅客の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより、当該損害が発生したことを証明した場合

第三七條 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項の責任について、負わない場合があります。

(一) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき

(二) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき

第三八條 旅客が、故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかつたことにより、当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に對し、その損害の賠償を求めることがあります。

(準拠法・裁判管轄)

第三九條 この運送約款は、日本法に準拠し、運送約款に關する紛争は、当社の本社又は主たる営業所に管轄する裁判所に提起されるものとします。

(付)

一 この運送約款は、平成一七年五月一日より実施いたします。

二 この運送約款は、平成一〇年四月十日一部改正実施。

三 この運送約款は、平成一四年十月一日一部改正実施。

四 この運送約款は、平成一六年二月十日一部改正実施。

五 この運送約款は、平成二二年四月一日一部改正実施。

運送約款（自動車航送の部）

関釜フェリー株式会社

第一章 総則

- (適用範囲)
- 第一条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う自動車航送に係る自動車、運転者及び同乗の乗車人（以下「運転者等」という。）並びに積載貨物の運送に適用されます。
- 二 この運送約款に定めない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。
- 三 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。
- 四 運送申込人は、この運送約款を承認し、且つこれに同意したものとみなします。

(定) 義

- 第二条 この運送約款で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第一八五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、次のものとする。
- (一) 普通乗用車、貨物乗用車は除く
- (二) 特殊自動車、活魚車、冷蔵・冷凍車等
- (三) 一輪車、車検証のあるもの
- 二 この運送約款で「運送申込人」とは、自動車航送に係る自動車並びにその運転者等及び積載貨物については当社の船荷証券の約款により、当社と運送契約を締結する者とする。
- 三 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。
- 四 この運送約款で「本船」とは、当社が経営する航路を運航する船舶、その代替船及びこれらに所属する舟艇をいいます。
- (自動車航送の部)

- 第三条 自動車航送に係る自動車の運送申込人並びにその手回品及び特殊手荷物の運送については、この部で定めるもののほか「旅客運送の部」の規定が適用されます。

第二章 運送の引受け

(運送の引受け)

第四条 当社は、本船の輸送力の範囲内において、運送申込人の申込みの順序により、自動車航送に係る自動車及び積載貨物の運送契約の申込みに応じます。

- 二 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。
- (一) 当社が第七条の規定による措置をとつた場合
- ア 自動車が次のいずれかに該当するものである場合
- イ その積載貨物の積載方法が運送に不当と認められるもの
- ウ その他乗船者、他の物品若しくは本船に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- エ 自動車の積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合
- イ 荷造り若しくは荷札の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を出すもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品、その他の高価品
- ウ 爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- エ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの
- オ 遺体
- カ 生動物（運送約款（旅客運送の部）第五条第五項第三号に掲げるものは除く。）
- キ 日本及び到着港の国の法令により、輸送が禁じられているもの
- ク その他運送に不適当と認められるもの

- (四) 自動車の運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行おうおそれがある場合
- (五) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合
- (六) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
- (七) 自動車の運送申込人が、自動車の出入国に係る日本国及び関係国の諸法令に基づく全ての手続きを自己の責任において完了しない場合
- (八) 当社及び本船の船長は、本船の保安上（本船の不法奪取・管理又は破壊の行為の防止を含みます。）その他事由により、当該自動車の運送申込人又は第三者の立会いがない場合であっても自動車及び積載貨物の内容を点検することができません。
- (積載貨物の内容の申告義務)

- 第五条 運送申込人は、自動車の積載貨物が船荷証券の約款及び前条第二項第三号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を当社に申告しなければなりません。
- 二 当社は、その積載貨物が前条第二項第三号のいずれかに該当する物である自動車の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該積載貨物につき看守人の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。
- 三 当社は、その積載貨物が前条第二項第三号イに該当する物である自動車の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みの際に当該積載貨物の種類及び価格を明示したのでなければ、その損傷又は滅失による損害に ついては、これを賠償する責任を負いません。

- (途中下船等)
- 第六条 当社は、自動車の途中下船その他の依頼には応じません。但し、当社が取扱い上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。
- 二 前項但し書の規定により当社が運送申込人の依頼に応じる場合に必要となる運賃その他の費用は、運送申込人の負担とします。
- (運航の中止等)
- 第七条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した本船の発航の中止又は予定した本船、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることができます。この場合、第一条第一号に従い運賃の払い戻しをすることがありますが、その他の責任は負いません。
- (一) 気象又は海象が本船の航行に危険をおよぼすおそれがある場合
- (二) 天災・火災・海難・本船の故障その他やむを得ない事由が発生した場合
- (三) 船員その他運送に携わる物の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
- (四) 疾病が発生したなど乗船者の生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある場合
- (五) 本船の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合

- (六) 第二条に規定する禁止行為をし、またはしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合
- (七) 円滑な避難又は緊急輸送を確保するため、災害時における旅客又は貨物の輸送を行う場合
- (八) 政府・官公署の命令又は要求があつた場合
- (九) 戦争・暴動又は社会騒擾が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (十) 乗船者に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一一四号）に規定する感染症の所見がある者が発生又は、発生するおそれがある場合

第三章 運賃

(運賃の額等)

第八条 自動車航送に係る自動車及び積載貨物の運送の運賃（以下「運賃」という。）の額及びその適用方法については、当社航路の起点及び終点の営業所及び発着所に掲示したところによりする。

(運賃の收受)

第九条 当社は、営業所において所定の運賃を收受し、これと引き換えに乗船券を発行します。但し、積載貨物については船荷証券によるものとし、乗船券の効力)

(乗船券の効力)

第一〇条 乗船券は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定便（乗船年月日及び便名又は発航時刻が指定されている船便をいう。以下同じ。）並びに自動車の種類及び長さにより、使用することができます。

二 自動車の運送申込人がその都合により乗船券の券面記載の乗船区間内で自動車を途中下船させた場合には、当該乗船券の前途は、無効とします。但し、乗換えその他この運送約款において特に定める場合には、この限りではありません。

三 自動車航送を申し込む場合、その発航する三時間前までに乗船港に到着し、所定の手続きをしなければ、原則として乗船を取消したものとみなします。

(運賃の変更の取扱い)

第一条 運賃が変更された場合において、その変更前に当社が発行した乗船券は、その通用期間内に限り、有効とします。

(乗船券の通用期間)

第二条

- 当社は、乗船券の通用期間については、次の通りとします。
- (一) 船便指定年月日の記載された乗船券にあつてはその指定日
- (二) 船便指定年月日の記載されていない乗船券にあつてはその発売のあつた日から六ヶ月間
- 二 自動車の運送申込人が疾病その他一人に関する不可抗力、又は当社が第七条による措置を取つたことにより乗船することを延期又は継続して乗船することができなくなった場合は、当社は六ヶ月間又は一回を限度としてその通用期間を延長することができます。
- 三 自動車を乗船させた後に乗船券の通用期間が経過した場合は、そのまま継続して乗船させる間に限り、当該乗船券の通用期間は、その間延長されたものとみなします。

(乗船券の変更)

第三条 自動車の運送申込人が乗船券の通用期間の終了前（指定便に係るものにあつては、当該指定便の発航前）に券面記載の乗船区間、指定便又は自動車の種類及び長さの変更を申し出た場合には、当社は、一回に限り、当該申出に係る乗船券の発売営業所その他当社が指定する営業所においてその変更の取扱いに応じます。但し、変更しようとする本船の輸送力に余裕がない場合は、この限りではありません。

二 前項の規定により当社が変更の取扱いに応じる場合には、当該変更に係る手数料は、無料とし、変更後の乗船区間並びに自動車の種類及び長さに対応する運賃の額と既に收受した運賃の額との差額が生じるときは、当社は不足額があればこれを申し受け、過剰額があればこれを払い戻します。

(乗船券の紛失)

第四条 自動車の運送申込人が乗船券を紛失したときは、当社は、改めて運賃を申し受け、これと引き換えに乗船券を発行します。この場合には、当社は、その旨の証明書を発行します。但し、乗船券を所持して自動車を乗船させた事実が明白である場合には、この規定を適用しないことがあります。

二 自動車の運送申込人は、紛失した乗船券を発見したときは、その通用期間の三〇日以内に限り、前項の証明書を添えて当社に運賃の払戻しを請求することができます。

(不正乗船等)

- 第一条 自動車の運送申込人が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃のほかにその二倍に相当する額の割増運賃をあわせて申し受けることがあります。
- (一) 当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員の承諾を得ないで、乗船券を持たずに自動車を乗船させること。
- (二) 無効の乗船券、又は記載事項が変更された乗船券で自動車を乗船させること
- (三) 当該乗船券の券面記載の自動車の種類及び長さ以外の自動車を乗船させること。
- (四) 不正の申告によつて、運賃の割引を受け、又は運賃を支払わずに自動車を乗船させること。
- (五) 当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員が、乗船券を回収する際、にその引渡しを拒否すること。

(乗船券の無効)

第一条 次の各号のいずれかに該当する乗船券は、無効として回収します。

第一六条

- (一) 券面記載事項が変更され、又は不鮮明になった乗船券
- (二) 通用期間を経過した乗船券
- (三) 不正の手段により取得した乗船券
- (四) 運送が終了した場合の当該乗船券

(払い戻し及び払い戻し手数料)

- 第一七条 当社は次の各号に定める事由が生じた場合は、当該乗船券の発売場所において、その定めるところに従い、運賃を払い戻します。又、次に定める手数料を当社に支払つて運送契約を解除することができます。
- (一) 当社が、第七条の規定による措置を取つた場合において、自動車の運送申込人が運送契約を解除し払い戻しの請求をした場合には、手数料は無料とし、券面記載金額全額を払い戻します。
- (二) 自動車の運送申込人が、その都合により、船便の指定のない入缺前（運送申込人の未使用である旨の証明がある場合を含む。以下本条において同じ。）の乗船券について、その通用期間の最終日までに払い戻しの請求をした場合
- (三) 券面記載金額の二割を手数料とし九割を払い戻しとする。
- (四) 自動車の運送申込人が、その都合により船便に指定された入缺前の乗船券について、払い戻しの請求をした場合

- 手数料 発航する日の七日前まで 一台につき五〇〇円
- 払戻額 発航する日の前日まで 一台につき七割に相当する額
- 払戻額 発航する三時間前まで 一台につき五割に相当する額
- 但し、発航する三時間前以降は、払い戻しをいたしません。

第四章 自動車の運転者の義務

(積込み及び陸揚げ)

第一八条 自動車の積込み及び陸揚げは、当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員の指示に従ひ、自動車の運転者が行うものとします。

二 自動車の運転者は、自動車の積込み及び陸揚げに当たっては、当該自動車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、且つ、積卸施設及び当該自動車の状況に応じ、他に危険が及ばないような速度と方法で運転しなければなりません。

(点検と義務)

第一九条 自動車の運転者は、自動車から離れる場合は必ず施錠するものとし、下船前に自動車及びその積載貨物について点検しなければなりません。この場合において、これらについて異常を発見したときは、直ちに当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員に報告しなければなりません。但し、第二条(二)の特殊自動車については、当社と運送申込人との協議により航海中も点検を行わなければならない。

(自動車の運転者の禁止行為等)

第二〇条

自動車の運転者は、自動車を運転して乗船し、又は下船する際に本船内又は乗降施設若しくは誘導路において徐行せず、又は乗降中の他の自動車の前方に割り込んではいけません。

二 自動車の運転者は、自動車の積込み及び陸揚げに関し、当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員が輸送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならない。

三 本船の船長は、前項の指示に従わない自動車の運転者に対し、下船を命じることがあります。

第五章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第二一条 当社は、自動車及びその積載貨物の滅失、毀損等による損害については、第五条第三項に該当する場合を除き、その損害の原因となつた事故が、当該自動車及びその積載貨物が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、その価格、使用年限並びに損害の程度に応じて賠償しますが、その額は、自動車航送船賠償責任保険による損害填補限度額の範囲内とします。

二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(一) 当社が、本船に構造上及び機能の障害がなかったこと、並びに当社が、当社の係員及び本船の船長若しくは乗組員が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと、又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

(二) 当社が、自動車の運送申込人又は第三者の故意若しくは過失により、又は自動車の運送申込人がこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合

第三

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項の責任において、負わない場合があります。

四 当社が第七条の規定による措置をとつたことにより生じた損害については、第一項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

(運送申込人の損害賠償請求権)

第二二条

自動車の運送申込人が留保をなさずに引渡しを受けた自動車及びその積載貨物については、当該自動車又はその積載貨物に関し生じた損害についての当社に対する賠償請求権を放棄したものとします。

(自動車の運送申込人に対する賠償請求)

第二三条

自動車の運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該自動車の運送申込人に対し、その損害の賠償を請求することができます。

(準拠法・裁判管轄)

第二四条

この運送約款は、日本法に準拠し、運送約款に関する紛争は、当社の本社又は主たる営業所を管轄する裁判所に提起されるものとします。

(付 則)

第一

この運送約款は、平成一七年五月一日より実施いたします。

この運送約款は、平成二十四年十月一日一部改正実施。

この運送約款は、平成三二年四月一日一部改正実施。